

12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が 一体化され保険証の新規交付は終了します



12月2日以降、医療機関や薬局では以下の方法で医療保険の資格情報を確認します

1 マイナ保険証

- マイナ保険証を医療機関や薬局の受付で顔認証付きカードリーダーの読み取り口に置き、画面の指示に従って受付をしてください。



◆マイナ保険証とは？

- 保険証利用登録をしたマイナンバーカードのことです。
- マイナ保険証の利用登録方法は、医療機関・薬局に備え付けのカードリーダー、マイナポータル、セブン銀行ATM、役場窓口等から行うことができます。

(マイナンバーカードをお持ちでない人は、まずマイナンバーカードの取得申請が必要です。)

- ※ 診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

2 現行の保険証（12月1日時点でお手元にある有効な保険証）

- 現行の保険証は、12月2日以降、交付（紛失などによる再交付を含む）されなくなります。
- 12月1日までに交付された保険証は住所や負担割合等に変更がない限り、有効期限までこれまでどおりにお使いいただくことができます。



3 資格確認書

- マイナ保険証への切替がお済でない人も資格確認書で保険診療を受けられますので、ご安心ください。今お手元にある保険証の有効期限切れなどで、保険証がお使いになれなくなった、下記の人には資格確認書が交付されます。

- マイナ保険証をお持ちでない人
申請不要で資格確認書を交付します。
- 新たに後期高齢者になられた人
申請不要で資格確認書を交付します。※令和7年7月末まで
- マイナ保険証での受診が困難な人（ご高齢の人、障がいをお持ちの人など）
申請いただくことで資格確認書を交付します



※ 保険証などの12月2日以降の取扱いについては、ご加入の医療保険ごとに異なりますので、ご加入の医療保険者にお問合わせください。山都町国民健康保険・熊本県後期高齢者医療保険にご加入の場合は、健康ほけん課にお問合わせください。

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295